

○南アルプス市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

平成31年2月19日

告示第18号

(趣旨)

第1条 この告示は、公共施設及び街頭に市が設置する防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び南アルプス市個人情報保護法施行条例（令和4年南アルプス市条例第26号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 市が犯罪の未然防止を目的として設置した防犯カメラで、公共施設及び街頭に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影し、記録する機能を有するものをいう。

(2) 画像 防犯カメラにより撮影され、及び記録された映像であって、特定の個人を識別等することができるものをいう。

(防犯カメラ管理責任者)

第3条 市長は、防犯カメラの適正な設置及び管理を行うため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、防犯カメラを設置した課室等の所属長又は防犯カメラが設置されている公共施設の管理を担当する所属長（指定管理施設にあつては施設長）をもって充てる。

3 管理責任者は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 防犯カメラの適切な設置、維持管理及び運用に関すること。

(2) 防犯カメラの運用等に係る経費に関すること。

4 管理責任者は、所属する職員から防犯カメラによる撮影又は記録に係る操作を行う者（以下「操作取扱者」という。）を指名するものとし、操作取扱者以外の者にその操作を行わせてはならない。

(運用協定)

第4条 市長は、指定管理者と防犯カメラの設置及び運用に関し、協定を締結するものとする。

(防犯カメラの設置)

第5条 管理責任者は、防犯カメラを設置するときは、必要最小限の撮影対象区域となる場所を選定するよう努めなければならない。

2 管理責任者は、街頭に防犯カメラを設置するときは、南アルプス警察署の意見

を聴取するとともに、必要と認めるときは地域団体等の関係機関と協議するものとする。

- 3 管理責任者は、撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨の表示をしなければならない。

(画像の取扱い)

第6条 管理責任者又は操作取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、画像の管理及び運用に当たり、画像の漏えい、滅失又は毀損の防止のための必要な措置を講じなければならない。

- 2 記録した画像の保存期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）は、30日間以内の必要最小限の期間とする。
- 3 管理責任者等は、前項に規定する保存期間が経過した後は、当該画像を速やかに消去しなければならない。
- 4 管理責任者等は、画像を画像記録装置に保存するときは、定期的にその状況を点検しなければならない。
- 5 画像は、撮影時の状態のまま保管するものとし、加工をしてはならない。
- 6 管理責任者等は、画像の記録媒体を廃棄するときは、画像が漏えいしないよう、破砕等の措置を講じなければならない。

(音声の取扱い)

第7条 防犯カメラが音声の録音機能を有する場合は、録音された音声のうち、当該音声から個人を識別できるものについては、画像と同様に取り扱うものとする。

(提供の制限)

第8条 管理責任者は、画像を第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該画像を提供することができる。

- (1) 捜査機関から犯罪捜査を目的として、文書による請求を受けたとき。
 - (2) 前号のほか、法令等に基づき、文書による請求を受けたとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 2 前項の規定により画像の提供を受けようとする者（次項及び次条第2項において「申請者」という。）は、南アルプス市防犯カメラ画像提供申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、提供の可否を決定し、南アルプス市防犯カメラ画像提供（不提供）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
 - 4 指定管理施設における管理責任者は、第1項各号に掲げる規定により画像を第三者へ提供するときは、公共施設を管理する所属長の承認を得なければならない。

(提供の方法)

第9条 画像の提供は、記録媒体を直接手渡しする方法により行うものとする。

2 画像の提供に要する経費は、申請者の負担とする。

3 画像の提供を受けた者は、市長に南アルプス市防犯カメラ画像受領書(様式第3号)を提出しなければならない。

(管理責任者の責務)

第10条 管理責任者は、第8条第1項各号に掲げる規定により、画像を提供するときは、必要最小限の範囲にとどめるとともに、提供する相手方に対し、次の各号を遵守させなければならない。

(1) 画像及び記録媒体を適正に管理すること。

(2) 目的以外での利用及び複製並びに第三者への提供をしないこと。

(3) 目的が達成されたとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに記録媒体の返却をすること。

2 管理責任者は、第8条第1項各号に掲げる規定により、画像を提供したときは、提供先、申請の目的等を画像提供記録簿に記録しなければならない。

3 管理責任者は、提供を行った画像の返却があったときは、速やかに記録媒体の破砕その他の方法により、画像を復元不能な状態にしなければならない。

(苦情等への対応)

第11条 管理責任者は、苦情又は問合せに対して誠実かつ迅速に対応するものとする。

(運用状況の公表)

第12条 市長は、毎年度、画像の提供先及び提供した件数を公表するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年9月20日告示第179号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月22日告示第221号)

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）南アルプス市長

申請者
所在地
団体名
代表者 ④
（電話番号 ）

南アルプス市防犯カメラ画像提供申請書

防犯カメラで撮影した画像の提供を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請の目的

※目的を証明する書類を添付

2 カメラの設置場所

3 提供を求める画像の日時

年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

様式第2号（第8条関係）

南アルプス市指令 第 号
年 月 日

様

南アルプス市長 印

南アルプス市防犯カメラ画像提供（不提供）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防犯カメラで撮影した画像の提供について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定の内容	<input type="checkbox"/> 提供	<input type="checkbox"/> 不提供
カメラの設置場所		
提供する画像の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
提供の条件		
不提供理由		
備考		

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）南アルプス市長

受領者
所在地
団体名
代表者 ④
（電話番号 ）

南アルプス市防犯カメラ画像受領書

防犯カメラで撮影した画像の提供を受けるにあたり、南アルプス市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱第10条第1項を遵守することを誓約し、受領いたしました。

1 受領日

年 月 日

2 カメラの設置場所

3 提供を受けた画像の日時

年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

様式第1号 (第8条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第9条関係)